

第4回 総務・広報委員会の概要 (職域総合部会常設委員会)

I 日 時 平成20年3月10日(月) 13:30～16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】	大森 伸男	日本獣医師会専務理事・職域総合部会長
【副委員長】	湊 恵	香川県獣医師会会長
【委員】	井上 亮一	横浜市獣医師会常務理事
	岩田 穎三	千葉県獣医師会常務理事
	吉川 寛樹	島根県獣医師会常務理事
	小松 文嗣	山形県獣医師会常務理事
	鈴木 源一	和歌山県獣医師会理事
	田村 誠朗	北海道獣医師会副会長
	水下 健次	新潟県獣医師会専務理事
	山口 真誉	青森県獣医師会理事
	山下 稔	岡山県獣医師会常務理事
(欠席委員)	池尾 辰馬	長崎県獣医師会常務理事

IV 議 事

【報告事項】

第3回総務・広報委員会の協議結果(報告)

【説明事項】

新たな公益法人制度に関する当面の対応

【協議検討事項】

- (1) 公益法人認定に当たっての課題と対応
(総務・広報委員会委員からの報告(整理・とりまとめ)事項)
- (2) 狂犬病予防注射事業における経費計上の考え方
- (3) その他

V 会議概要

開会にあたり、大森委員長から大要次のとおり挨拶があった。

- (1) 本年12月から公益法人制度改革3法が施行されることに伴い、日本獣医師会(以下「日獣」という。)及び地方獣医師会(以下「地方会」という。)にとっては、獣医師会の組織・事業・財政運営における最大の課題になると思われる。したがって、本委員会の果たすべき役割は重要である。

- (2) 前回委員会開催後、各地方会及び委員の立場において、公益社団法人の認定申請にあたっての主な課題と対応について照会し、その報告をまとめたので、本委員会で協議したい。
- (3) 地方会から報告があった課題の中で、一番関心が高かったのは狂犬病予防注射（以下「狂注」という。）事業であった。改めて地方会における狂注事業が、会の運営に多大な影響を与えていることを痛感した。本件についても出来る限り時間を割いて議論したい。
- (4) 今回の委員会から、近畿地区から推薦のあった和歌山県獣医師会・鈴木源一理事に委員として出席をお願いした。

1 第3回総務・広報委員会の協議結果（報告）

- (1) 事務局から、前回開催した第3回本委員会の協議結果について報告が行われた。
- (2) また、大森委員長から、前回の委員会において、従来、国が公益法人に対し指定する検査機関が、整備法の中では一般社団法人以外の者に指定してはならないと規定されたことに対し、今後が心配であるとの話があったが、公益社団法人は、一般社団法人の枠の中に含まれるため、従来どおり公益社団法人に認定されても検査機関の指定を受けることが可能である旨が付け加えられた。

2 新たな公益法人制度に対する当面の対応（説明）

- (1) 大森委員長から資料に沿って大要次の事項について詳細な説明が行われた。
 - ア 新公益法人制度のスケジュール等
 - イ 新公益法人制度に向けての当面の対応
 - ア) 基本的な考え方
 - イ) 地方獣医師会との連携
 - ウ) 最近の動きと当面の対応等
- (2) 上記の説明に対し、大要次のような質疑・意見等があった。
 - ア 「公益目的事業の税制において、狂注事業が公益目的事業として認められた場合の手数料について説明があったが、ここでいう手数料は、狂注接種そのもの手数料か、又は鑑札や注射済票を発行するための手数料のどちらか」との質疑に対し、大森委員長から「各地方会によって事情は異なるが、手数料を誰の責において徴収するかによって変わるのではないか。本来、自治体が徴収すべき登録手数料等を獣医師会が代わりにその場で徴収するのであれば、それは地方会の収入には計上しない収入であると思われるので、ここで言う手数料には該当しないのではないか。要は公益認定を受けようとする者としての獣医師会の立場からみて、獣医師会の収支に計上するか否かということで判断することではないか」との回答がされた。
 - イ わが県内では、市町村と獣医師会が覚書を交わして狂注事業を行っているが、本会の収入に計上されるのは、狂注の技術料と特別会費である。狂注料金の中には、その他に鑑札及び注射済票の発行手間賃が含まれ、その手間賃については、実際に狂注を行う獣医師の所属する任意の組織に納入されるが、顧問税理士から、市町村と覚書を交わしているのは県の獣医師会なので、狂注事業に係る経費の流れを全て

獣医師会で把握する必要があるとの指摘を受けた。

ウ 「本県では、狂注事業の中で、市町村が徴収すべき料金の徴収事務を代行しているが、徴収した料金は現場で処理するため、獣医師会の会計には計上されない。徴収事務を実際に代行していることから、事務に対する対価を得た方がいいのか」との質疑に対し、大森委員長から「自治体から委託を受けて公的業務を推進しているということであれば、当然に自治体からの対価を事務受託料収入として得た方がよい。また、公益認定を受けるに当たって、地方会によっても事情が異なると思うが、支部等において経理処理を済ませてしまうのではなく、獣医師会事業として推進するというのであれば、きちっと獣医師会の会計に計上することが必要である」との回答がされた。

エ 過日、制度改革に詳しい関係者を招いての検討会を開催し、公益認定において、狂注事業がどのように解釈されるかを伺ったところ、「狂注事業は、公益目的事業の公衆衛生の向上に整理できるが、事業のくくり方について考えてはどうか。狂注事業を単独の事業とした場合、公益事業として認めるのは少し無理がある。公益事業にも収入の伴わない事業、持ち出しの事業もあるので、そういった事業を含めたくくりの中の一つの事業として狂注事業があるというスタンスを取った方がスムーズである。また、厚生労働省局長通達はかなり強い意味を持つのではないか」との内容であったので報告しておく。

また、会員の区分によって会費の額が異なる場合について聞いたところ、「きちんと経理されていれば問題ない。特別会費については、特別な事業のために、使途限定会費という形で会費を集め使用することが可能である」との内容であった。

オ 大森委員長から、狂注事業は獣医師会の考え方で分類した事業であり、公益認定に当たっては公益認定基準の公益目的事業 23 業種及び不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものに供するという基準がそれぞれ別のカテゴリーになっている。公衆衛生特別向上事業等という事業名を付して、その事業の一つとして狂注事業やその他の共通感染症関係事業を一緒にまとめるのも考えであるが、ガイドラインを見ると事業ごとに経理区分する必要があるという表現も出てきているので、今後議論が必要である。

カ 本県では、狂注の料金の一部を狂注事業推進のために必要な経費として一般会計に計上している。以前は、特別会費として料金の一部を徴収していたが、狂注事業を実施した対価であるので獣医師会の事業として計上するよう税務署から指摘された。公益認定においては、狂注事業のあり方を地方会の事業として捉え、その対価、経費を明確に収支に計上しなければ、認定は難しいと税理士に指導された。

3 公益法人認定に当たっての課題と対応（協議検討）

（総務・広報委員会委員からの報告(整理・とりまとめ)事項)

- (1) 本委員会各委員から報告された公益法人認定に当たっての課題と対応について、順次、説明が行われた。
- (2) 上記の説明に対し、大要次のような質疑・意見等があった。

ア 「本委員会には、各地区から代表が出席しているが、委員会の内容等をどのよう

な方法で地区内獣医師会に周知したらよろしいか」との質疑に対し、大森委員長から「委員会の資料及び会議概要については、毎回委員会終了後に整理した上で、本会から各地方会に送付する。また、ブロック毎に各地方会の担当者が集まるような場において、各委員に出席いただき、委員会の議論の状況等について十分説明してほしい。なお、要請があれば、本会から担当者を出席させて議論を深めたい」との回答がされた。

イ 認定法の遊休資産については、一定の制限があり、不動産も含めた公益目的保有財産として特定しないと遊休財産となり認定が受けられないが、ガイドライン等に具体例がないので詳細はわからない。

ウ また、現時点での理事の構成における公務員の取り扱いについては、政令、省令を見る限り現職のみ規制されていること、また、同業者の人数比率の規制は、認定法では特に規制が見当たらないが、今後、念押しで確認が必要である。

エ 大森委員長から「今まで積み立ててきた資金を、将来、公益目的事業を推進するために特別に区分した資金として要綱、要領を作成の上、管理し、公益目的事業のために毎年支出する考えはないか」との質疑に対し、委員から「特別会計として今まで積み立ててきた資金があり、毎年少しずつ一般会計に繰り入れてきたが、元は開業部会の会費が原資のため、総会においては認められないのではないか」との回答がされた。

オ 大森委員長から、当面、地方会にとって収入の財源をどう確保するかという問題がある中、公益認定を受けるためには、公益事業比率、遊休資産の問題等、収支のバランスをとりながら、支出をどう処理するか問題である。地方会にとって、大きなウェイトを占める狂注事業を地方会ごとにケース分けを行う必要があるとともに、これらを踏まえた上での指針等を作成することが、まさに本委員会の役割である。

カ 「我々の地区では支部の力が強い。公益認定を受けるときは、本部の経理と同調しなければならない。また、狂注事業は獣医師会の運営と切り離れた方がよいという意見もあるが、獣医師会の運営に大きな影響を与える」との意見に対し、大森委員長から「現在、狂注事業を支部独自の事業として実施し、本部に報告しない。また、本部の収支に計上しない地方会が存在すると推測されるが、支部が任意の団体として事業を実施しているとみなされ、税法上の処理が行われることが考えられるので、今後、地方会と支部との関係について公益認定をどのようにクリアするかとの観点から協議が必要である。さらに、狂注事業を獣医師会の事業から切り離すことによって、公益目的事業比率をクリアできない地方会も多く出てくるのではないか。また、狂注による会費の額に差を設けることについては、特定の事業に参加し、用途を公益目的事業の実施という特定した目的等、合理的理由があれば支障はないということで整理してよいのではないか。一方、会費の多寡により議決権に差を設けてはいけないことは認定法に明記されている。

キ 本県では、税務署と公取が指導に入り、支部の扱いは、税法上みなし法人として税務処理している。税法上の仕分けはできているが、狂注事業の実施方法、会計は支部によって異なるのが現状。公益認定における模範定款をみても支部の位置づけが出てこないため、今後、支部の扱いについての勉強が必要である。

4 狂犬病予防注射事業における経費計上の考え方（協議検討）

- (1) 大森委員長から、狂注事業を公益目的事業として位置づけた上での収支経理計算上の方法について、地方会の実態に応じたメリット、デメリットを検討していただきたい。また、公益目的事業比率の50%をクリアするか、各事業が区分ごとに収支相応の原則に基づき収支計上されているか、会員の資格に関して不当な条件をつけていないかの3点が狂注事業においてクリアしなければならない条件と考える。

その中でも今回は、狂注事業における経費計上の考え方で想定されるケースと公益認定申請上の課題と対応について議論願いたい旨が述べられた。

- (2) 大森委員長から狂犬病予防注射事業における経費計上の考え方について、資料に沿って大要次の事項について詳細な説明が行われた。

ア 想定されるケース

(ア) 予防注射手数料の扱い

- a 予防注射手数料の全額を収入計上
- b 予防注射手数料の一部を収入計上
- c 予防注射手数料は収入計上しない

(イ) 会費算出基礎への反映（狂犬病予防注射事業参加獣医師負担分）

- a 算定基礎に反映
- b 算定基礎に反映しない

イ 公益認定申請上の課題と対応

- (ア) 地方獣医師会事業としての位置づけとそれに見合う収支経費の計上
- (イ) 公益認定基準適合との関係

VI まとめ

- (1) 大森委員長から、地方会が公益認定を受けるために、狂注事業をどう位置づけ、支部の運営を含めどのように会計経理を行ったらよいか、留意事項はどのようなことが想定されるかを次回議論し、最終的に地方会に対し狂注事業の経費計上についてのモデル例を示せるよう協議・検討を進めていくこととしたい。
- (2) ついては、次回委員会の議論に資するため、岩田委員と山下委員に経費計上の考え方についてのたたき台を整理し、5月の連休明けくらいまでに作成の上、提出願うこと、また、公益法人制度改革についての詳細が次第に明らかになりつつあるので、各委員においては、委員の立場で、前回提出いただいた課題と対応についての報告に追加し、提出の上、次回委員会において議論することとされた。
- (4) 今後は、今までに出た意見を整理し、公認会計士等の意見も訊きながら対応を検討していきたい旨の挨拶があり、会議を終了した。